

# 身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 函館厚生院 百楽園

2000.4 作成  
2020.4 改訂  
2022.1 改訂  
2023.2 改訂

# 目次

1. 百楽園における身体拘束廃止に関する基本的考え方	2
(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定	2
(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則	2
.	
2. 身体拘束廃止に向けた委員会その他組織に関する体制	2
(1) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の設置	2
(2) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の開催	3
(3) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割	3
3. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修に関する基本方針	3
4. 施設内で発生した身体拘束発生等の報告方法等のための方策に関する基本方針	3
5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針	3
(1) 身体拘束の原則禁止	3
(2) やむを得ず身体拘束を行う場合	3
(3) 日常ケアにおける留意事項	3
6. ゲスト等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	4
7. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応	4
(1) カンファレンスの実施	4
(2) ゲスト本人や家族に対しての説明	4
(3) 記録と再検討	4
(4) 拘束の解除	4

## 1. 百楽園における身体拘束廃止に関する基本的考え方

身体拘束は、ゲストの生活の自由を制限することであり、ゲストの尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、ゲストの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該ゲストまたは他ゲストの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のゲストの行動を制限する行為を禁止しています。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

ゲスト個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

ア 切迫性:ゲスト本人または他のゲストの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

## 2. 身体拘束廃止に向けた委員会その他組織に関する体制

### (1) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束廃止・虐待防止委員会を設置します。

#### ア 設置目的

- ・ 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止の関する職員全体への指導

#### イ 身体拘束廃止・虐待防止委員会の構成員

- ・ 施設長
- ・ 委員長
- ・ 副委員長
- ・ 介護(さくら通り、マロニエ通り、デイサービス、サテライト)
- ・ 看護師
- ・ 支援相談員
- ・ 委員 上記職種計11名

※この委員会の責任者は、施設長とします。

(2) 身体拘束廃止・虐待防止委員会の開催

- ア 身体拘束廃止・虐待防止委員会は年4回開催する。
- イ 必要時は随時開催する。

(3) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止の為に、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

**3. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修に関する基本方針**

ケアに携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアが励行できるよう職員教育を行います。なお、身体拘束廃止勉強会・虐待防止勉強会は、各2回実施する。

**4. 施設内で発生した身体拘束発生等の報告方法等の方策に関する基本方針**

身体拘束発生を確認した場合は、所属長に報告し所属長は施設長に報告する。(所属長が不在の時は代行職員)

この際、施設長や定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集する。

**5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針**

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束行為及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他のゲストの生命や身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会・虐待防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ア ゲスト主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- イ 言葉や対応等で、ゲストの精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ウ ゲストの思いをくみとり、ゲストの意向に添ったサービスを提供し、他職種協働で個々応じた丁寧な対応をする。
- エ ゲストの安全を確保する観点から、ゲストの自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。

オ 万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止・虐待防止委員会において検討をします。

カ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながらゲストに主体的な生活をしていただける様に努めます。

## 6. ゲスト等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、施設内に掲示等するとともに当施設のホームページに掲載し、ゲスト及びご家族等がいつでも閲覧できるようにします。

## 7. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人または、他のゲストの生命、または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止・虐待防止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束によるゲストの心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

用件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、ゲスト本人・家族に対し説明します。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

### (2) ゲスト本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、ゲストの状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。

その記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

### (4) 拘束の解除

上記の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、身体拘束解除に向けた計画、及び解除の承諾書にて契約者・家族に報告する。